

平成 28 年 10 月 5 日

国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会座長

特定有人国境離島地域の地域社会の維持の施策推進に関する分科会の 設置について

1. 設置の目的

「特定有人国境離島地域の地域社会の維持」の施策の推進に関して、より具体の検討を深めるため、国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の下に特定有人国境離島地域の地域社会の維持の施策推進に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

2. 構成員

- (1) 分科会は、懇談会座長が指名する委員及び外部有識者により構成する。
- (2) 分科会に座長を置く。分科会座長は、分科会の構成員のうちから、懇談会座長が指名する。
- (3) 構成員が分科会へ出席できない場合は代理の者を出席させることができる。
- (4) 分科会座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (5) 分科会での評価・検討にあたっては、必要に応じ、内閣官房総合海洋政策本部事務局に加え、関係行政機関の職員も参加する。

3. その他

- (1) 分科会については公開とする。
- (2) 分科会の庶務は内閣官房総合海洋政策本部事務局において処理する。
- (3) 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会座長が定める。